

令和6年度 北薩地域保健医療福祉協議会

開催日時 令和7年2月10日(月)午後7時00分～

開催場所 北薩地域振興局第二庁舎(川薩保健所)2階大会議室

会 次 第

1 開会

2 委員紹介

3 会長選出

4 議事

(1) 鹿児島県保健医療計画(圏域編)について 【資料1】

(2) 川薩保健所・出水保健所の主な取組等について 【資料2】

ア 新興感染症発生・まん延時における医療について

イ 災害医療体制について

ウ 健康かごしま 21 について

エ 感染症と危機管理について

(3) 鹿児島県各計画の改定(策定)について 【別冊】

5 その他

6 閉会

令和6年度北薩地域保健医療福祉協議会 出席者名簿

【委員】

任期：令和9年9月2日まで

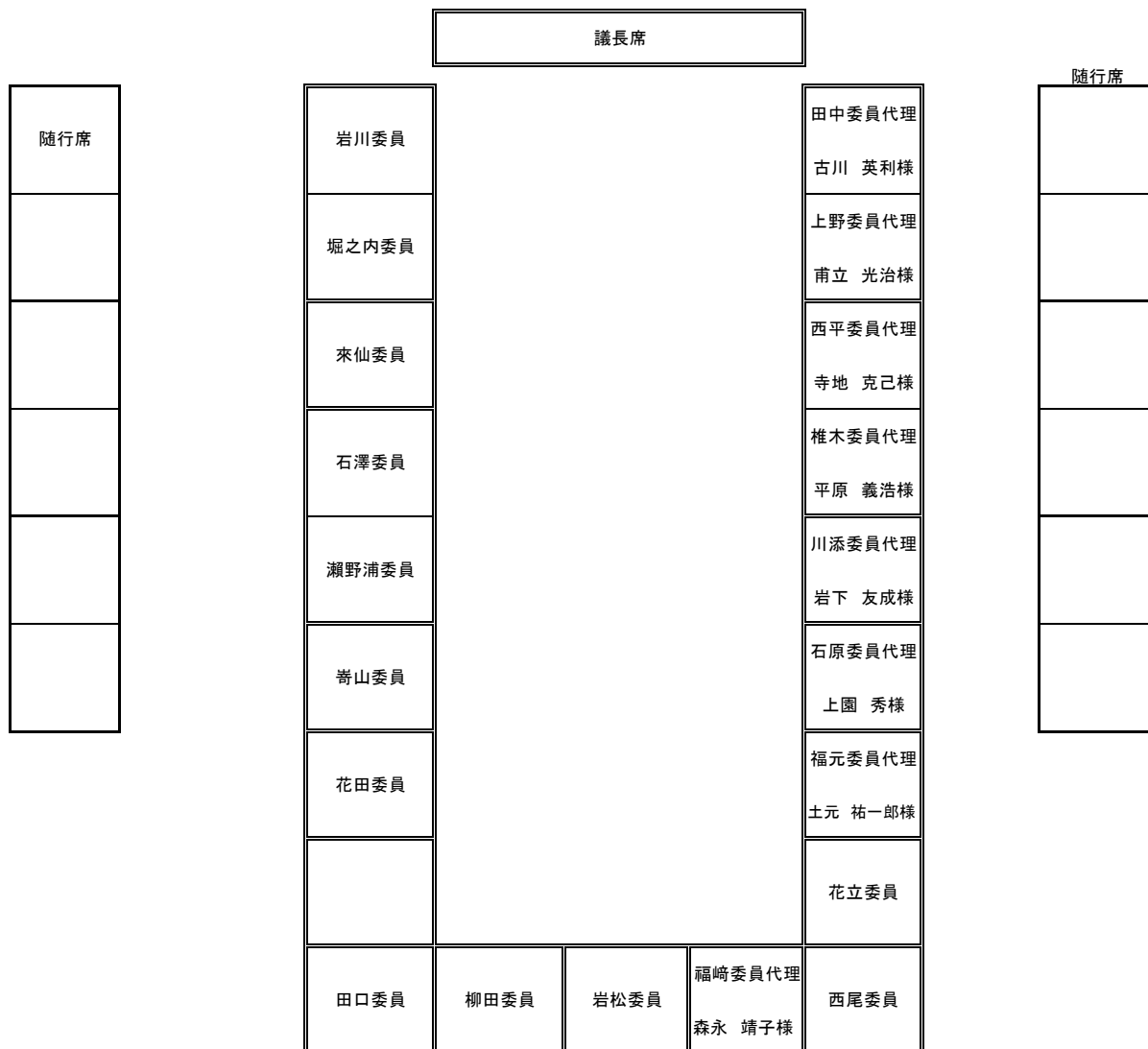
所 属	職 名	氏 名	代理出席者		新
			職名	氏名	
薩摩川内市	市長	田中 良二	副市長	古川 英利	
さつま町	町長	上野 俊市	ほけん福祉課長	甫立 光治	
阿久根市	市長	西平 良将	こども保健課長	寺地 克己	
出水市	市長	椎木 伸一	健康増進課長	平原 義浩	
長島町	町長	川添 健	町民保健課長	岩下 友成	
川内市医師会	会長	岩川 俊二			○
薩摩郡医師会	会長	堀之内 都基			
出水郡医師会	会長	来仙 隆洋			
出水郡歯科医師会	副会長	石澤 新			○
出水郡薬剤師会	薬剤師	瀬野浦 央			○
済生会川内病院	院長	崙山 敏男			
出水総合医療センター	院長	花田 法久			
川薩・出水地区高等学校 養護教諭部会	理事	花立 理恵			○
薩摩川内市社会福祉協議会	グループ長	福元 こずえ	グループ長	土元 祐一郎	
鹿児島県看護協会出水地区	地区長	妙圓園 和代	欠席		○
鹿児島県看護協会川薩地区	地区長	田口 弥生			
鹿児島県訪問看護ステーション 協議会日置・川薩・出水地区	代表	柳田 千草			
鹿児島県食生活改善推進員 連絡協議会川薩支部	支部長	福崎 照美	顧問	森永 靖子	○
出水市女性団体連絡協議会 更生保護女性会	会長	西尾 久子			
鹿児島純心大学 看護栄養学部看護学科	教授	塩満 芳子	欠席		○
薩摩川内市消防局	局長	石原 浩之	警防課長	上園 秀	
鹿児島県北薩地域振興局 保健福祉環境部	部長	岩松 洋一			
	22人				

【事務局】

北薩地域振興局 保健福祉環境部	健康企画課	課 長	松山 智美
		補佐兼企画管理係長	中島 誠一
		技術主幹兼健康増進係長	五反田 都子
		技術主幹兼疾病対策係長	中村 公美
		技術専門員	山下 雅世
		技術主査	鶴園 法恵
		主事	福永 あや
		保健技師	小園 彩加
		保健技師	村尾 陽菜
	地域保健福祉課	課 長	辻 竜彦
		補佐兼地域支援係長	森田 啓嗣
	衛生・環境課	課 長	下堂蘭 栄子
	出水支所	支所長代理	松本 美保
		技術主幹兼保健係長	古屋 美咲

令和6年度北薩地域保健医療福祉協議会 座席図

川薩保健所 2階大会議室 令和7年2月10日(月)19:00～



入口

随席

記者席

(事務局)

古屋 技術主幹兼 保健係長	松本 出水支所長代理	辻 地域保健福祉 課長	森田 課長補佐兼 地域支援係長	松山 健康企画課長	下堂蘭 衛生・環境課長	中島 課長補佐兼 企画管理係長
---------------------	---------------	-------------------	-----------------------	--------------	----------------	-----------------------

福永 主事	中村 技術主幹兼 疾病対策係長	鶴園 技術主査	五反田 技術主幹兼 健康増進係長	山下 技術専門員	小園 保健技師	村尾 保健技師
----------	-----------------------	------------	------------------------	-------------	------------	------------

入口

傍聴席

北薩地域保健医療福祉協議会設置要綱

(設 置)

第1条 地域住民が質の高い保健医療福祉サービスを受けられるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、北薩地域振興局に北薩地域保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1)地域の実情に即した保健・医療・福祉施策の総合的、一体的な推進に関する事項
- (2)保健医療計画(圏域編)の策定、推進、進行管理、見直し等に関する事項
- (3)その他地域における保健・医療・福祉の向上に必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

(委 員)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者のうちから、北薩地域振興局長が選任する。

(任 期)

第5条 協議会の委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第6条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、北薩地域振興局長が招集する。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(部 会)

第9条 協議会に、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成することができる。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、北薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課に置く。

(補 足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

